

二本松市子育て応援券発行事業・高齢者世帯向け灯油購入助成事業 参加店申込書兼承諾書

当店は、「二本松市子育て応援券発行事業」及び「高齢者世帯向け灯油購入助成事業」の趣旨に賛同すると共に事業要綱を遵守し、参加店として申込いたします。

フリガナ			
事業所名			
フリガナ			
代表者名			
一覧表等に掲載する名称			
参加事業	申し込みする事業を○で囲む 子育て応援券 ・ 灯油購入助成		
住所 (店舗所在地)	〒 (店舗面積 m ²)		
T E L		F A X	
換金依頼先 金融機関	二本松市緊急生活大応援プレミアム付 商品券事業と同じ	支店名	同 左
対象商品 <small>該当する商品を○で 囲んでください。その 他の場合は具体的な 商品名を記入してく ださい。</small>	① 子育て応援券 : 子育てに必要な用品 ・文具用品 ・図 書 ・子ども用衣類品(運動着 ・ 制服 ・ 乳幼児等衣類) ・育児関連商品(ミルク及び離乳食等の食品を含む) ・ スポーツ用品 ・その他 (具体的:) ② 灯油		

注)

- ①本申込書のデータを基に取扱店一覧を作成いたしますので、事業所名等全て正確にご記入願います。
- ②支店、営業所等複数所在する場合は、個別にそれぞれお申してください。
- ③記入いただいた個人情報本事業以外の目的に使用いたしません。
- ④換金については、プレミアム付商品券と同じ金融機関となります。
- ⑤振込手数料が発生するような場合は自己負担となります。

【 承 諾 事 項 】

1. 商取引なく子育て応援券・灯油購入助成券(以下「商品券」という。)の換金を行う直接換金を行いません。
 2. 使用済みの商品券を再使用する他店転用行為を行わず、商品券裏面に押印のある商品券は受領いたしません。
 3. お客様から有効期間を経過した商品券は受領いたしません。
 4. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
 5. 商品券利用によるつり銭は出しません。
 6. その他一般的に不適切と考えられる取扱いや換金はいたしません。
 7. 商品券を紛失した場合、すべて自己責任といたします。
 8. 商品券利用に際し、消費者からの苦情や紛争が生じた場合は、参加店の義務として解決に努めます。
 9. 市からの実施状況アンケート調査について協力します。
 10. 有効期間は平成27年7月1日(水)から平成27年12月31日(木)までとします。
 11. 換金申請期間は平成27年7月1日(水)から平成28年1月20日(水)までとします。
 12. 商工会議所で保有する換金依頼先口座の情報について、商工会議所から市に提供することについて同意します。
- 私は、以上のことを遵守することを誓約し、万一不正行為等が発覚した場合は、参加店の登録抹消となること及び取り扱った商品券の換金がされないこと、また、すでに換金されていたものについて返金することに同意いたします。

二本松市長

平成27年 月 日 住所

商号又は名称

代表者氏名

印